



## 介護サービス充実と地域包括ケアの推進



### ① 施設整備による介護サービスの充実(平成24年度～26年度の3か年)

- ◇グループホーム(4ユニット定員36名増)
- ◇有料老人ホームなど(定員29名増)
- ◇特別養護老人ホーム(定員29名増)

### ② 住み慣れた地域で暮らすためのつながり合いと介護予防の推進

- ◇公的および民的サービスや関係機関、住民同士のつながり合いをすすめる。
- ◇教室や相談事業などで介護予防に取り組む機会を増やし、健康寿命延伸を目指す。

# 江別市

# 高齢者総合計画

## を策定しました

総人口の減少や少子化など、高齢者を取り巻く環境が大きく変化していることから、高齢者に対する施策の推進がますます重要な課題となつていきます。

今回策定した江別市高齢者総合計画は、江別市の介護保険事業計画と老人福祉計画を一体化して策定したもので、平成24年度～26年度の3か年計画となります。

策定に際しては、過去の高齢者人口の伸び、介護サービスの需要、および整備の進捗状況、介護保険財政の状況を踏まえ、高齢者施策の体系的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るための見直しを行つていきます。

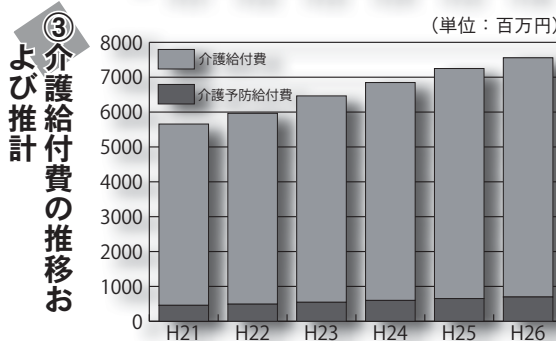
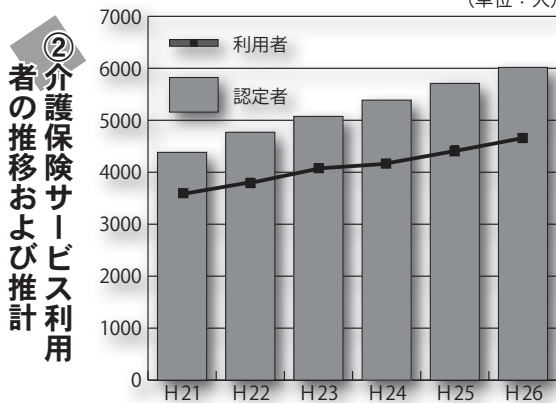
住民基本台帳を用いた高齢者人口や介護保険サービス利用者数は推計で、今後3か年でいずれも増加傾向を示して

### ① 高齢者人口の推移および推計

(単位：人)

年度	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
65 歳以上 (a)	26,383	27,078	27,827	28,864	29,906	30,947
総人口 (b)	122,568	122,138	121,705	121,207	120,643	120,145
高齢化率 (a/b)	21.5%	22.2%	22.9%	23.8%	24.8%	25.8%

※各年度 10 月 1 日現在  
(単位：人)



おり、これらに伴い介護給付費も増加する見込みとなっております(内訳は表、各グラフのとおり)。

これらを踏まえ、介護サービスの適正な供給を確保する

とともに、高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援などの必要なサービスや、住民同士のつながり合いなど、地域にある多様な資源をつなぐネットワークをつくることで、本計画の基本理念

67 [詳細] 介護保険課 ☎ 381・10 ください。

である、「高齢者が自分の意思で自分が望む生活の実現」を目指します。

詳しい計画の内容は、市介護保険課にお問い合わせいただくか、ホームページでご覧





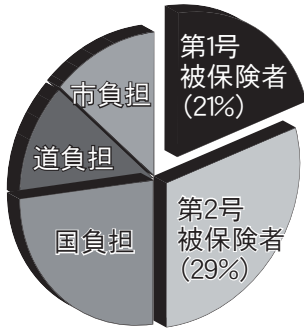
## 保険料設定のポイント

### ① 基金などの取り崩しによる保険料上昇抑制

介護給付費準備基金の取り崩しや財政安定化基金の交付により保険料の上昇抑制を図りました。

### ② 新たな保険料の段階を設定

負担能力に応じた細かい保険料を設定するため、所得に応じた「第10段階」までの所得段階を設け、「第3段階」には軽減措置を新設しました。



介護給付費の財源構成  
(公費50%、保険料50%)

介護給付費は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費50%」と、被保険者が負担する「保険料50%」で財源が構成されており、保険料のうち、第1号被保険者（65歳以上の方）が負担する割合は21%、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が負担する割合は29%となっています。

### 介護給付費の財源構成

# 介護保険料 65歳以上の方の

## 平成24年度～平成26年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料	平成21～23年度月額保険料
第1段階	●生活保護の受給者 ●高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.5	2,260円	27,120円	1,990円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税の人で、かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.5	2,260円	27,120円	1,990円
<b>新設</b> 第3段階(軽減措置)	●下記のうち本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の人	基準額×0.65	2,938円	35,260円	2,985円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税の人で、かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	基準額×0.75	3,390円	40,680円	
第4段階(軽減措置)	●下記のうち本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.87	3,933円	47,190円	3,460円
第4段階	●本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されている人	基準額	4,520円	54,240円	3,980円
第5段階	●本人が市民税を課税されていて合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.12	5,063円	60,750円	4,460円
第6段階	●本人が市民税を課税されていて合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	5,650円	67,800円	4,975円
<b>新設</b> 第7段階	●本人が市民税を課税されていて合計所得金額が190万円以上200万円未満の人	基準額×1.37	6,193円	74,310円	
第8段階	●本人が市民税を課税されていて合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	基準額×1.5	6,780円	81,360円	5,970円
第9段階	●本人が市民税を課税されていて合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	基準額×1.75	7,910円	94,920円	6,965円
<b>新設</b> 第10段階	●本人が市民税を課税されていて合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.85	8,363円	100,350円	

※月額保険料は年額保険料を月額に換算したものです。

### 保険料の新段階設置と金額の引き上げ

第5期介護保険事業計画の策定に伴い、高齢者人口や利用が見込まれる介護サービスの

量などを基に、65歳以上の方の平成24年度から26年度までの介護保険料を決定しました。今回の改定では、高齢化の進行に伴い介護サービスの利用増加が見込まれることや、介護サービスの充実などに対応するため、平成23年度までの月額基準額（3,980円）より540円引き上げ4,520円に、また、低所得者の負担軽減

減を図るため、第3段階において軽減措置を新たに設けるなど、保険料を決める所得段階区分を7段階（9区分）から10段階（12区分）へ変更します。なお、被保険者の皆さんには、前年の所得金額が確定する6月に平成24年度の年間保険料額を通知します。

【詳細】医療助成課保険料収納係 ☎ 381・1403